

公益財団法人埼玉県住宅センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県住宅センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、関係業界の健全な振興を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設業者に対する各種指導及び経営支援
- (2) 建設技術者に対する研修指導及び講習会の実施
- (3) 住宅の建築及び宅地建物に関する各種相談及び情報の提供
- (4) 住宅、住宅資材及び建築技術に関する資料の展示
- (5) 住宅に関する調査研究及び技術開発並びに建設業者に対する技術支援
- (6) 建設業に関する無料職業紹介の実施
- (7) 住宅瑕疵担保責任保険の普及
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ

理事会及び評議員会の承認を要する。

- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 当法人及び子法人の理事、監事及び使用人以外の者

(2) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又はその親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(3) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当法人の理事又は監事のいずれか1人の配偶者又は親族

ロ 当法人の理事又は監事のいずれか1人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当法人の理事又は監事のいずれか1人の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当法人の理事又は監事のいずれか1人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持してい

る者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(4) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(5) 次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（本号イにおいて「会社役員」という）又は使用人である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 本項第2号イからへ、本定款第28条第2項第1号イからへ及び同条第3項に該当する者が会社役員となっている法人

ロ 本項第2号イからへ、本定款第28条第2項第1号イからへ及び同条第3項に該当する者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、評議員会出席1回につき10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月または6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集手続き)

第18条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

(招集の通知)

第19条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日前の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前2項の通知には、前条に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第20条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員の互選により決定する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

- 第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 評議員及び債権者は、業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 4 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

- 第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他次の各号に該当する場合はこの限りでない。
- (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 - イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を当法人に対して通知した場合
 - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である

場合

- (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより当法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第26条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法人法第177条において準用する法人法第74条第1項
 - ロ 法人法第177条において準用する法人法第74条第2項
 - ハ 法人法第197条において準用する法人法第102条
 - ニ 法人法第197条において準用する法人法第105条第3項
- (5) 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
- (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 議長及び出席した理事は、評議員会の議事録に記名押印する。

4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 第23条第1項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項
 - イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名
 - ハ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (2) 第24条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

- イ 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ロ 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 5 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該理事及びその配偶者又は親族
 - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該理事の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 1 5 号に規定する役員（本号イにおいて「会社役員」という）又は使用人である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 定款第 1 1 条第 2 項第 2 号、本項第 2 号及び本条第 3 項に該当する者が会社役員となっている法人

ロ 定款第 1 1 条第 2 項第 2 号イからへ、本項第 1 号イからへ及び本条第 3 項に該当する者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 1 0 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

3 監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) この法人の監事には、この法人の理事及び前項第 1 号イからへまでに掲げる者、評議員、第 1 1 条第 2 項第 2 号イからへまでに掲げる者及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(2) 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 1 5 号に規定する役員（本号イにおいて「会社役員」という）又は使用人である監事の合計数が監事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

イ 定款第 1 1 条第 2 項第 2 号イからへ及び前項第 1 号イからへに該当する者が会社役員となっている法人

ロ 第 1 1 条第 2 項第 2 号及び前項第 1 号イからへに該当する者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 1 0 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(3) 各監事は、相互に前項第 1 号に準じた関係があつてはならない。

4 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
 - 3 理事長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第33条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第37条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が理事会を欠席した時は、理事の互選により議長を決定する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法人法第93条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法人法第93条第3項の規定により理事が招集したもの

ハ 法人法第101条第2項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法人法第101条第3項の規定により監事が招集したもの

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法人法第92条第2項

ロ 法人法第100条

ハ 法人法第101条第1項

(6) 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

3 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 第39条第3項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合、次に掲げる事項

イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があったものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 法人法第40条第1項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(細則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、吉田 三男 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
中村 正雄
大津 庄蔵
長谷川利幸

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係） なし

別表第2 特定財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）（第5条関係） なし

寄付金等取扱規程

公益財団法人埼玉県住宅センター

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人埼玉県住宅センター（以下「本法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特別寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の受入制限)

第3条 寄付金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄付を受け入れることができないものとする。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本法人の業務執行上支障があると認められるときおよび本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第2条第1項第2号の特別寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、公益事業に使用するものとする。

2 特別寄付金は、寄付者の特定した使途に使用するものとする。ただし公益事業以外の使途を指定された寄付金について、理事会の議決により公益事業に使用することもできる。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

(情報公開)

第6条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備え置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(附則)

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人埼玉県住宅センター役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員には、下記の区分に応じ報酬を支給する。

- (1) 埼玉県建設労働組合関係者：無報酬
- (2) (1)以外の者：評議員会出席1回につき10,000円

(理事の報酬)

第3条 理事には、下記区分に応じ報酬を支給する。

- (1) 埼玉県建設労働組合関係者：無報酬
- (2) (1)以外の者：理事会および評議員会出席1回につき10,000円

(監事の報酬)

第4条 監事には、下記区分に応じ報酬を支給する。

- (1) 埼玉県建設労働組合関係者：無報酬
- (2) (1)以外の者：監査業務に従事した時および理事会・評議員会出席1回につき10,000円

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人埼玉県住宅センター

組織図

